

浜松市区再編（案）参考資料

特別委員会における協議内容について

特別委員会におけるこれまでの協議の主な経過や3区とした理由などの参考資料を以下のとおりまとめました。
パブリック・コメント案とあわせてご覧ください。

参考資料

- | | |
|------------------|-------|
| (1) 特別委員会の主な協議経過 | ・・・ 2 |
| (2) 区割り案内定までの工程 | ・・・ 3 |
| (3) 区割り案の選定理由 | ・・・ 6 |

(1)行財政改革・大都市制度調査特別委員会（特別委員会）の主な協議経過

年度	時期	内 容
令和元 (2019) 年度	5月30日	平成31年4月7日の「浜松市 区の再編に関する住民投票」の結果を踏まえ、区再編に関する議論を再開
	12月18日	当局から天竜区を単独区とする2区案の提示
	2月14日	自由民主党浜松から今後の協議に向けた行政区再編協議の行程（案）の提案があり、委員会としてそれを認め、委員間討議による協議をスタート
令和2 (2020) 年度	9月28日	市議会全員協議会において、行政区再編の必要性について、全議員による無記名投票を実施し、再編することを決定 [投票結果] 再編が必要：38票 不必要：4票 ※棄権4人
	10～11月	7区自治会連合会・7区協議会へ住民投票以降の協議の主な経緯を説明
	2月26日	各会派から区割り案のたたき台として2区案から5区案までの13案が示され次回の委員会でたたき台を選択することを決定
	3月19日	区割り案のたたき台として、天竜区を単独とする2～4区案と天竜区を他区と複合する2～4区案の計6案を決定
令和3 (2021) 年度	4月	7区自治会連合会・7区協議会へ令和2年11月以降の協議の主な経緯を説明
	5月	協議スケジュールを決定
	6～8月	たたき台6案の比較検討 再編後のサービス提供体制・住民自治の姿等を決定
	8月31日	過疎化や高齢化が進む天竜区は、社会インフラや医療基盤が脆弱であり、災害の発生確率も高いことから、行政による特別な支援が必要と判断し、単独区とすることを決定。 区割り案のたたき台が6案から3案に
	9～10月	7区自治会連合会・7区協議会等への中間報告
	12月7日	区割り案（最終案・1案）を内定

特別委員会での協議内容の詳細は、市議会ホームページをご覧ください。

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/gikai/gyouseikusaihen.html>



(2) 区割り案内定までの工程

特別委員会において、以下のとおり協議の前提条件を定め、4つの認定項目を設けて認定作業を進め、5つの比較項目に基づく25の条件項目について評価作業を行なながら協議を進めてきました。

◆協議の前提条件

1 区の線引きにすること

- ・合区及び区の線引きにはこだわらない
- ・人口規模と面積を考慮する

2 区の数にすること

- ・現行区より少ない区数とする

3 学校区・自治会にすること

- ・原則として、校区、地区自治会連合会は分割しない

4 市民サービスにすること

- ・市民サービスは低下させない

5 地域特性にすること

- ・地域の事情（特性）を考慮する

6 行財政運営にすること

- ・人口減少、出生率の低下を考慮した行政経営、財政運営を協議する

◆4つの認定項目（基本的な方向性）

①地域拠点

- ・区再編後も現在の行政サービス提供体制を維持
- ・庁舎は現在の庁舎を使用（新たな施設は作らない）
- ・再編により捻出された財源は、協働センターの機能強化を始め、市民サービスの向上や社会経済情勢の変化に対応した事業などへ活用
- ・住民に身近なサービス拠点である協働センターの機能を強化し、自治会活動などコミュニティ支援を充実

②主要組織の方針とデジタルの活用

- ・福祉・保健分野の組織配置について、各区に設置している福祉事務所等を本庁の組織とし、サービス提供体制を整備
- ・土木整備事務所などについては再編後もこれまでどおり本庁の組織とし、道路・河川の適正な維持管理や要望・相談の受付、災害への迅速な対応が可能となる組織体制とする
- ・再編後も現在と同数の防災拠点数とし、防災機能を維持
- ・地域拠点及び主要組織等のデジタル化については、デジタルファースト宣言等に基づき、デジタル・ICTの活用により市民の利便性向上と自治体運営における生産性向上に取り組む

③地域自治

- ・2層の協議会(市の附属機関)とすることで、地域の声を行政に届ける仕組みを構築

④地域づくり

- ・自治会や青少年健全育成会の活動、過疎化、超高齢社会におけるまちづくりのあり方を考慮

◆5つの比較項目と25の条件項目

1 行財政改革の推進

- ① 行政サービス*の質の維持
- ② 行政サービスの拡充
- ③ 行政コスト*の削減
- ④ 行政事務の効率化
- ⑤ 基礎自治体としての持続可能性と成長

*行政サービス：自治体が住民に提供する各種サービス

*行政コスト：行政サービスを提供するために消費した費用

2 地域拠点と主要組織の方針

- ⑥ 市民生活への支障や影響*
- ⑦ 地域住民の思い（要望等含む）
- ⑧ 危機管理業務の支障や影響
- ⑨ 土木業務の支障や影響
- ⑩ 福祉・医療業務の支障や影響

*支障や影響：行政サービスだけでなく、市民生活全般に関すること

3 地域自治

- ⑪ 地域の声の反映*
- ⑫ 地域課題*の解決
- ⑬ 区の一体感*の創生
- ⑭ 区長権限の発揮
- ⑮ 都市内分権*の推進

*反映：地域住民等からの身近な声や意見が行政に届くこと

*地域課題：中学校区の分割、管轄区の異なる公共施設など

*区の一体感：新たな区の中で連帯意識をもって融合する

*都市内分権：地域の声を的確に行政に反映させることができ、様々な地域課題に対して地域が自ら考え実行することができる

4 地域づくり

- ⑯ 自治会活動*の維持
- ⑰ 市民活動*の維持
- ⑱ 地域間交流の活発化
- ⑲ 市民の一体感の醸成*
- ⑳ 市民協働*によるまちづくり

*自治会活動：地域住民相互の親睦を図り、住民一人ひとりの人権が尊重され、連携意識の中で心のふれあう豊かで明るく住みよい地域社会づくり及び協同して地域の課題解決に向けて行う活動

*市民活動：不特定かつ多数のものの利益の増進を目的とし、市民が主体となって社会的な課題の解決に取り組む営利を目的としない活動

*一体感の醸成：オール浜松として市民一人ひとりが一体感をもつこと

*市民協働：市、市民、事業者などが公共の利益という共通の目的に向かって共に考え方行動すること

5 地域特性への配慮

- ㉑ 地域資源（イベント・地域ブランド等）の保護・継承
- ㉒ 地域に残る歴史・文化・風土・風習の伝承
- ㉓ 地域較差*の解消
- ㉔ 地域の産業振興
- ㉕ 生活基盤となるインフラ等の維持

*地域較差：住民生活の拠点は、都市部、周辺部、山間部でそれぞれ異なるが、暮らしの中で道路など生活の基盤となる施設、インフラ等の面で感じている較差

(3) 区割り案の選定理由

特別委員会の協議では、天竜区を単独とすべきという意見と、他区と複合すべきという意見が出され、協議の結果、以下の理由により、天竜区を単独区とすることが決定されました。

◆天竜区を単独区とする主な理由

(特別委員会における委員発言より)

- 高齢化や過疎化が急速に進行する中で、雇用環境の充実強化や医療体制の整備、頻発する災害への対応など、天竜区の抱える地域課題に応じた地域政策が必要であり、他区と複合してもこうした問題は解決しない。
- 天竜区における諸課題の解決に向けては、将来ビジョンを掲げ、生活、産業、地域コミュニティ、文化・伝統等をキーワードに地域住民と行政が一体となって課題解決に取り組む必要がある。
- 複合化により選挙区が広がると地域選出の議員の減少が危惧される。
- 広大な森林面積を有し、地球温暖化対策や水源涵養など多面的な役割を担う天竜区の重要性を考えれば、区役所という行政拠点を置く必要がある。
- 天竜区を単独の区とすることを契機とし、多面的な機能を有する天竜区の重要性を改めて市民の皆様にご認識していただき、これまで同様、オール浜松体制、ひとつの浜松として天竜区のことを考えていくことが大切である。
- 旧5市町村からなる天竜区は、それぞれが特性をもった広域の複合体であり、区内における地域特性にも配慮する必要がある。

(参考) 天竜区を他区と複合すべきとする主な理由

(特別委員会における委員発言より)

- 人口減少が進む中で広大な天竜区を今の住民の皆様だけで維持できるかが懸念される。
- 新しい区での交流や意見交換により、住民主体の住民自治の中でアイデアを持ち寄り、人口が減っても発展させていこうという市民の意識改革ができる。
- 人口減少により、また区の再編を検討せざるを得ない状況になることが想像できる。

特別委員会において、協議の結果、以下の理由により、区割り案が内定されました。

◆3区とする主な理由

(特別委員会における委員発言より)

- 区再編は少子超高齢化の進展や社会保障費の増大、インフラの老朽化などが懸念される中、持続可能な本市の将来にとって、必要不可欠な行財政改革の手段である。
- シンプルな区数、区割りで行財政改革を意識しつつ、合併当時12市町村で合意した基本理念であるクラスター型の政令指定都市を大切にする中で、地域の多様な産業資源、歴史的遺産、風土風習を生かした都市づくりを目指すことが必要である。
- 行財政改革の視点では、行政コストの削減効果は2区案が最大であるが、第30次地方制度調査会答申にある、都市内分権による住民自治の強化、区の役割の拡充、区長権限の強化及び合併当時の基本理念であるクラスター型政令指定都市とは異なる方向性を持っている。広大な市域を持つ本市では、地域特性が埋没する可能性があり、効果的かつ的確な行政運営ができるか疑問が残る。
- 4区案については地域の多様性を生かすことは期待できるが、行政コストの削減効果が一番期待できない。
- 以上のことから、行財政改革及び住民に身近な行政区の強化や地域特性への配慮、評価結果などを総合的に判断し、区の数を3とする。

◆区の線引きの主な選定理由

(特別委員会における委員発言より)

- 区割り案のたたき台を13案から6案、天竜区単独決定から3案と絞り込みを行ってきた過程で、これらの中から1案を選択するものではないことを確認してきた。6案を比較検討する過程で、3区案と4区案の区役所や土木整備事務所等の位置について、当局案への対案が示され、中間報告では、各地区から意見や心配の声が上がった。こうした状況の中、本市にとってより良い再編案を検討した。
- 4つの視点から、北区の一部地域と浜北区を一つの区とした。
 - ①地勢について

北区の三ヶ日町、引佐町の北部は中山間地域であり、浜北区や都田地区北部にも類似する地域がある。南側都心部の外環部にあたり、副都心を核とした浜北区と地域拠点に位置付けられた気賀駅周辺、生活拠点に位置付けられた井伊谷、三ヶ日地区が連携してひとつの浜松として都心部を補完する地域である。
 - ②歴史・文化について

北区と浜北区は古代から続く歴史遺産、神社仏閣などの文化遺産を多く有している。この地域に脈々とつながる文化芸能、地域遺産の保護、継承、活用など行政区としての特性が明確である。
 - ③農業について

この地域はみかん、柿、ぶどうなど全国に誇る名産品を産出する農業生産地域を抱え、良好な農業環境を生かした観光農業も盛んである。
 - ④交通まちづくりについて

新東名高速道路、三遠南信自動車道、国道362号、257号、天竜浜名湖鉄道、遠州鉄道などの道路鉄道網があり、都市計画マスターplanにおいて、産業拠点に位置付けられた新東名高速道路浜松浜北インター、浜松いなさインター、浜松SAスマートインター周辺、地域拠点に位置付けられた気賀駅、西鹿島駅周辺、生活拠点に位置付けられた井伊谷地区、三ヶ日地区を結んでいる。
- 地勢、歴史・文化、農業、交通まちづくりに共通項が多い北区と浜北区を1つの区にすることで、地域課題への対応や地域資源を生かした施策の推進が期待できる。
- 行政拠点について、都市計画マスターplanで副都心に位置付けられた浜北に区役所、細江に行政センターを配置するとともに、区内にインフラの整備と維持管理を所管する土木整備事務所を行政センター内に設置することで行政センターと土木部が連携した行政運営が期待できる。
- 都市部を核とした南側の区は中区役所とし、東、西、南区役所は行政センターとする。また、南土木整備事務所は区内のインフラ整備を所管し、東、西行政センター内と現北土木整備事務所に配置する出先グループを強化する。
- 旧浜松市エリアには第2種協働センターと市民サービスセンターが配置されており、再編後も引き続き地域拠点として維持される。また、協働センター機能を強化することで、それぞれの地域事情にあった住民自治を発展させることが期待できる。

◆配慮すべき課題

(特別委員会における委員発言より)

- 本市にとってよりよい再編案を検討した結果、区の数は行財政改革及び住民に身近な行政区の強化や地域特性への配慮等を総合的に判断して3区とし、区割りは、浜松駅を核とする都心部が広がる沿岸を含む地域、浜北駅を中心とする副都心を基軸とする産業と自然環境に恵まれた内陸地域、豊かな自然と地域特性を活かし定住できる天竜区の3区による、多様性を都市の活力や成長の源泉とした都市経営が展望できる案としたが、配慮すべき課題もある。
- 北区と浜北区の線引きによって旧浜松市と合併市町という色合いが濃くなることが懸念されるため、そこに溝ができないよう、周辺市町の発展や融和などの施策を推進していくことで、特に配慮する必要がある。
- 新しい区割りの面積や人口は、バランスが取れた状態ではない。市民代表として選ばれる代議員の数もアンバランスになることが想定される。こうした数による発言力の格差が見込まれるため、それに対する配慮、仕組みが必要である。